

令和5年度における訴訟の概要

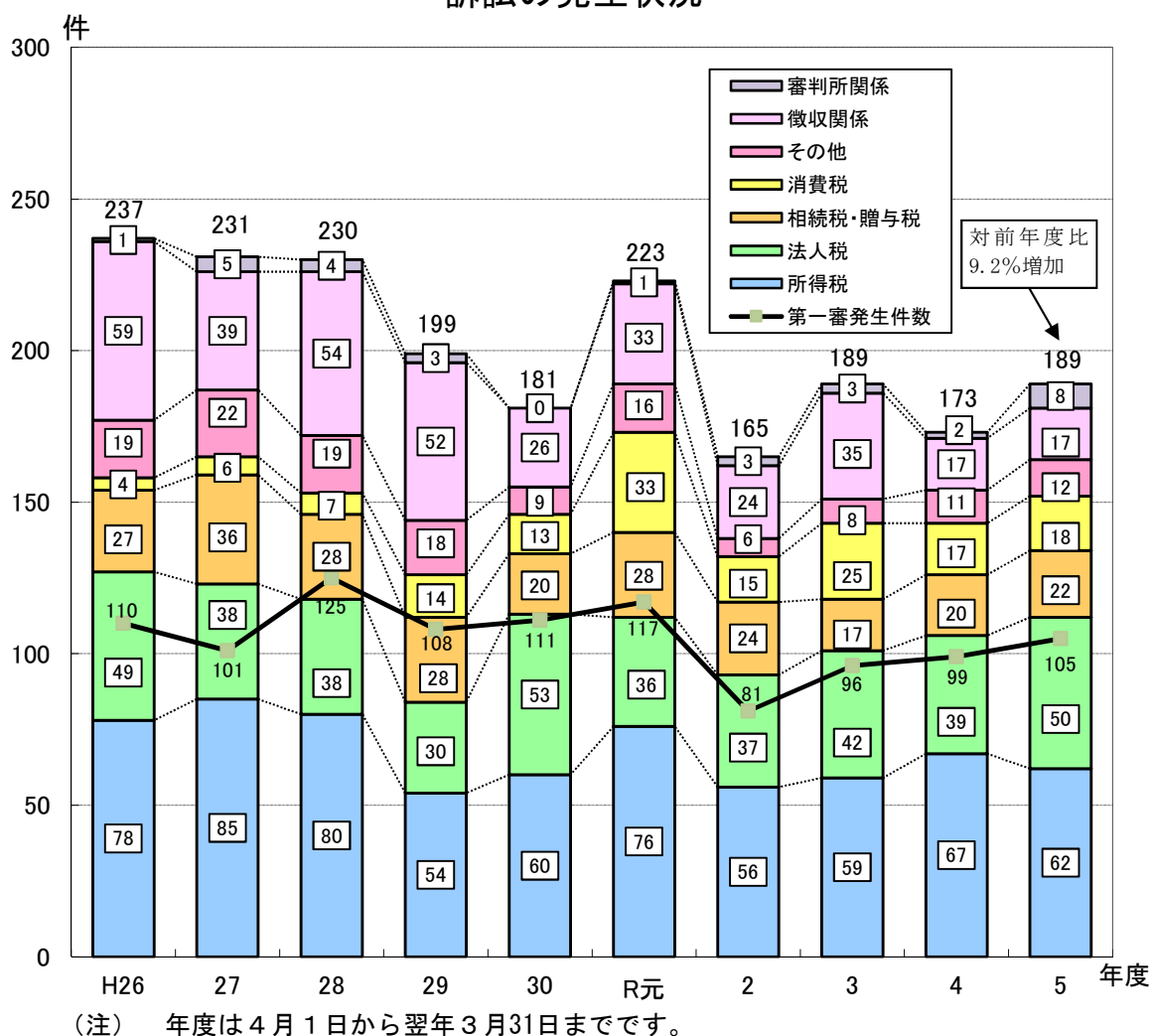
- 国税に関する法律に基づく処分についての納税者の救済制度には、処分庁に対する再調査の請求及び国税不服審判所長に対する審査請求という行政上の救済制度（不服申立制度）と、裁判所に対して訴訟を提起して処分の是正を求める司法上の救済制度があります。
- 納税者は、上記の行政上の不服申立てを経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して「訴訟」を提起することができます。
- 国税庁においては、法務当局とも連携し訴訟事務の適切な遂行に努めています。

1 訴訟の発生状況（表1）

＝訴訟の発生件数は189件で、前年度より9.2%増加＝

（表1）

訴訟の発生状況

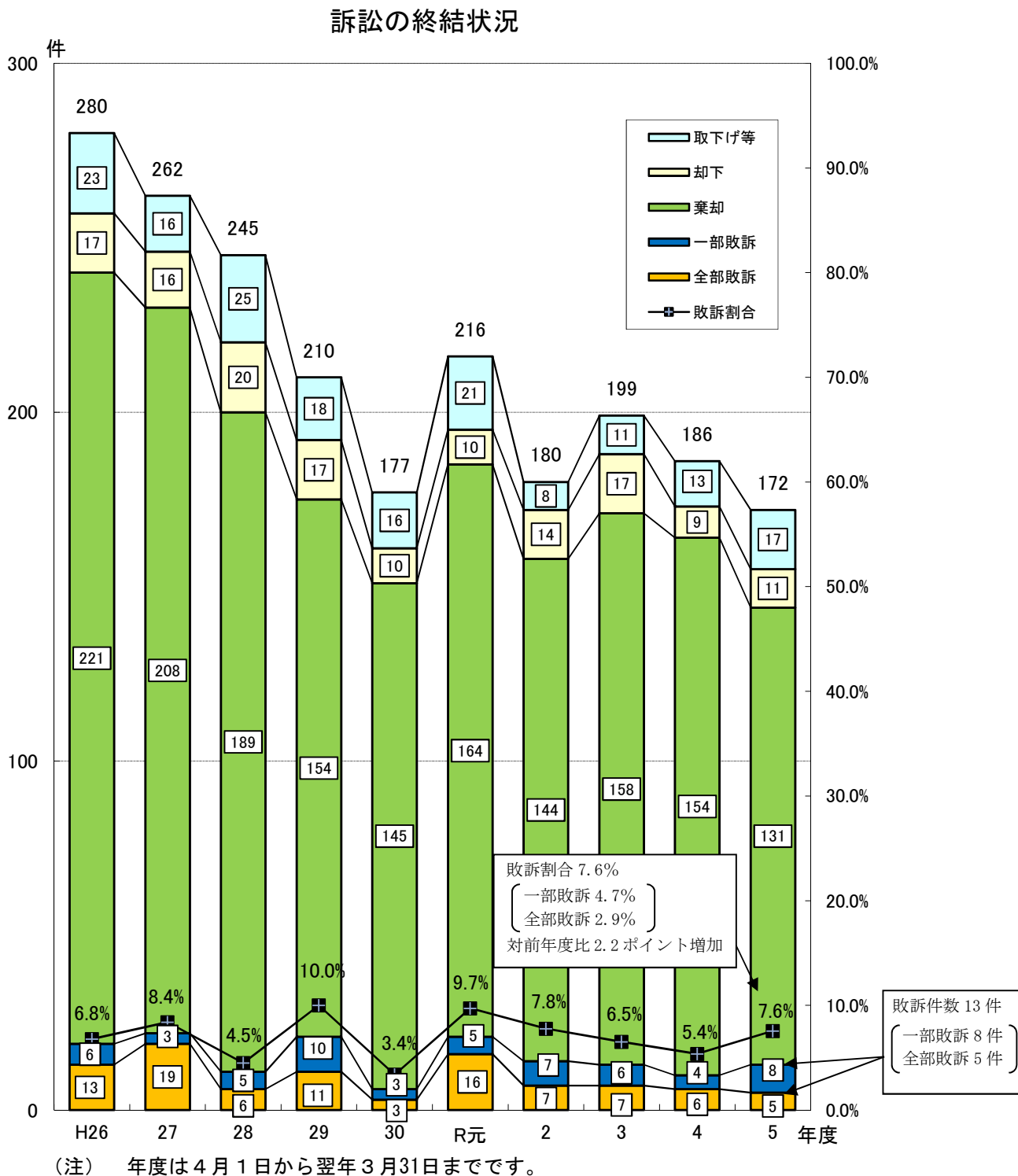


- 令和5年度における訴訟の発生件数は189件であり、前年度と比べ9.2%の増加となっています。

2 訴訟の終結状況（表2）

＝国側敗訴件数は13件、国側敗訴割合は7.6%＝

（表2）



○ 令和5年度における訴訟の終結件数は、172件となっています。このうち、国側が敗訴したものは13件（一部敗訴8件、全部敗訴5件）で、その割合は7.6%となっています。

(参考計表)

1 訴訟の発生状況

(単位：件、%)

区 分	課 税 関 係						徴収 関係	審判所 関係	合計
	所得税	法人税	相続税 贈与税	消費税	その他				
令和4年度	67	39	20	17	11	154	17	2	173
令和5年度	62	50	22	18	12	164	17	8	189
前年度比	92.5	128.2	110.0	105.9	109.1	106.5	100.0	400.0	109.2

2 訴訟の終結状況

(単位：件、%)

区 分	期首 係属	終 結 状 況						合計	期末 係属
		取下 げ等	却 下	棄 却	敗 訴				
					一 部	全 部			
令和4年度 (構成比)	185	13 (7.0)	9 (4.8)	154 (82.8)	10 (5.4)	4 (2.2)	6 (3.2)	186 (100.0)	172
課税関係	161	9	6	134	8	4	4	157	158
徴収関係	22	3	2	18	2	0	2	25	14
審判所関係	2	1	1	2	—	—	—	4	0
令和5年度 (構成比)	172	17 (9.9)	11 (6.4)	131 (76.2)	13 (7.6)	8 (4.7)	5 (2.9)	172 (100.0)	189
課税関係	158	14	9	113	13	8	5	149	173
徴収関係	14	2	1	16	—	—	—	19	12
審判所関係	—	1	1	2	—	—	—	4	4

(注) 取下げ等は、本年度においては取下げ及び移送の件数です。